

港区青山通りまちづくり協定 実施細則

(遵守義務)

第1条 青山通りまちづくり協定第5条に定める各主体は、当該協定の目的に従い、次条以下に定める事項について、誠実にこれを遵守するものとする。

(沿道建物等の用途・店舗形態の遵守)

第2条 沿道の建物等においては、次の店舗を設けないものとする。

- 一 ゲームセンター・パチンコ店
- 二 風俗営業店
- 三 ラブホテル
- 四 ナイトクラブ・ホストクラブ等
- 五 場外馬券売り場
- 六 消費者金融

2 原則として、沿道建物の1階は物販・飲食・サービス等の商業施設とし、事務所・住居は2階以上とする。

3 原則として、沿道建物の1階はガラス面とし、シャッターを設置する場合には、透過性のものとする。

(建物の外壁等の規制)

第3条 色彩は、港区景観計画(平成21年8月)別表1の色彩基準に適合するものとするとともに、地上から4階以上の壁面については、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、風格ある街並みとの調和を図る。

2 建物の外壁、広告看板、日除け等に点滅する電飾や、縁取りとしての電飾を設けることはできない。

3 投光器等による建物単独でのライトアップは、原則として、これを禁止する。

(違法駐車等への対応)

第4条 ビルオーナーやテナント(店主)は、従業員が路上に駐車・駐バイク・駐輪をしないように、厳重に指導する。

2 商業店舗を設置する場合、敷地内に来店者数に見合った駐輪場を確保する。

3 建築主と土地所有者が異なる場合、土地所有者は建築主に対して、第2項を土地賃貸借の条件として提示する。

4 違法と思われる駐車、駐バイクを発見した場合、ビルオーナーやテナント(店主)は、所轄警察署(民間監視員を含む。)と道路管理者(東京国道事務所等)に通報し、その指示に従う。

5 違法と思われる駐輪を発見した場合、ビルオーナーやテナント(店主)は、自ら駐輪車両の移動・整列を行うとともに、所轄警察署と

道路管理者・自治体に通報し、指示に従う。

(清掃・美化)

- 第5条 清掃は、各ビル・店舗が、営業前・営業後の計2回、ゴミが無くなるまで行う。
- 2 第1項の責任の範囲は、各ビル・店舗の間口前の部分とする。
- 3 24時間営業の店舗等は、午前10時と午後10時の計2回、ゴミが無くなるまで清掃を行う。ただし、午後10時以降に営業する店舗等の責任範囲は、各店舗等の間口前と左右20メートルとする。
- 4 地域団体が企画する環境美化活動には積極的に参加し、美化の意識を高める。

(自動販売機等の管理)

- 第6条 自動販売機の管理者は、自動販売機に隣接して必ずゴミ箱を設置し、空き缶回収に努める。
- 2 自動販売機及びゴミ箱は、管理者の敷地内に設置することとし、道路上にはみ出さないようにする。
- 3 自動販売機・ゴミ箱の色は、第3条第1項の港区景観計画別表1の色彩基準を基調とし、沿道の街並みや建物との調和を図るものとする。

(ゴミ処理)

- 第7条 ゴミ処理は、各地域団体の定めるルールに従い、指定された収集日及び場所にゴミを出すものとする。
- 2 前日及び収集後のゴミ出し行為は禁止する。
- 3 各ビル・店舗等が設けるゴミ箱は、自らの敷地内に設置するものとし、道路上には置かない。

(街路樹、植栽等の管理)

- 第8条 各ビル・店舗等の間口前にある街路樹は、当該ビル・店舗等が責任をもって、植栽への水遣り、雑草の手入れ等の管理を行う。当該頻度は、週1回を原則とする。
- 2 落ち葉の清掃は、第5条の各項目に合わせて行う。

(路上販売等の禁止)

- 第9条 道路法、道路交通法及び条例等の定めるところに従い、路上に露店・屋台・商品陳列台、その他工作物等の設置は禁止する。
- 2 違法な路上販売等を発見した場合は、所轄警察署と道路管理者に通報し、その指示に従う。

(第三者への転貸の禁止)

- 第10条 道路法及び道路交通法の定めるところに従い、赤色照明灯のバナー使用や道路占用・使用に関わる許可を第三者に転貸し、それに伴う負担を第三者に強制してはならない。

(公開空地の性質保持と使用の場合の申請)

第 11 条 建築主・ビルオーナーは、24 時間、一般に公開することが求められている公開空地の性質を保持するため、当該公開空地上に障害物を置き、一般の通行等に支障を与えてはならない。

(路上禁煙)

第 12 条 条例等の定めるところにより、路上喫煙及び所定の場所以外での喫煙は禁止する。

(騒音防止)

第 13 条 各ビル・店舗等は、屋外に向けて放送機器・音響機器等を設置しない。

2 各ビル・店舗等で流す音は、屋外に漏れないように厳重に注意する。

22.11.16 検査

23.3.4